

2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります

(民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行)

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を「**成年患者**」とします。
成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。

- 患者本人による申請が難しく、ご家族等が申請者として申請される場合には、「**委任状**」を添付する必要があります。
成年後見人等の法定代理人が申請する場合、委任状は不要です。

2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで

▶ 2022年4月1日から

小児慢性特定疾病児童等
0歳～20歳未満の方が対象



小慢児童の保護者
または成年患者

申請等



都道府県等の窓口

成年患者

18歳以上20歳未満の方

- 「**本人**」の名義で申請。
- 家族等が申請する場合は「**委任状**」が必要。

小児慢性特定疾病児童

18歳未満の方

- **保護者（監護者）**が申請。
- 18歳到達時点で、この制度の対象となっていて、引き続き治療が必要と認められる場合は、「**成年患者**」に移行します。

申請手続きに関する詳しい情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。



- ・お住まいの都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ごとの申請窓口
- ・都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き などが掲載されています。

小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>